

越前市道路除排雪機械整備費補助金交付審査等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、越前市道路除排雪機械整備費補助金交付要綱（平成26年4月1日施行。以下「交付要綱」という。）に基づき、道路除排雪機械整備費補助金に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(選定基準)

第2条 交付要綱第6条第1項に規定する審査を行った結果、交付要綱第8条に規定する交付順位が同じであり、補助金を交付することが適当と認める申請が多数あり、補助金交付額が予算の範囲を超えた場合は、以下で算出された評点合計の大きいもの順、かつ予算の範囲を超えない申請の中から選定し、補助金の交付を決定する。

L：申請者の担当除雪延長に地域自治振興事業狹隘道路A路線延長を加えた延長から消雪施設設置延長を除いた延長(m)

N：前年度の固定費対象除雪機械台数＋今年度貸与機械台数又は貸与機械更新台数(台)

貸与機械更新とは、前年度貸与機械を除雪協力業者所有に切り換える場合をいう。

L1：1台当り平均除雪延長(m)

・前年度と同じ台数で除雪する場合(更新)

$$L1=L/N \quad (m)$$

・前年度の台数＋ α 台で除雪する場合(増強・新規)

$$L1=L/(N+\alpha) \quad (m)$$

(1) 平均除雪延長 L1 による評点

(別表の L1 に係る係数) $\times L1 / (L1 \text{ の最大値})$

(2) 除雪延長 L による評点

(別表の L に係る係数) $\times L / (L \text{ の最大値})$

(3) 更新対象機械の製造年度から今年度までの年数(使用年数)による評点

(別表の使用年数に係る係数) $\times (使用年数) / (使用年数の最大値)$

ただし、自社レンタル更新の場合は、(別表の使用年数に係る係数)とする。

自社レンタル更新とは、申請者が、除排雪機械をレンタルから自社所有に更新する場合をいう。

(4) 道路除排雪業務委託契約の期間による評点

(別表の契約期間に係る係数) × (契約期間) / (契約期間の最大)

契約期間は、平成17年度からの年数とする。

(5) 上記の評点合計が同順位の場合、抽選を行う。

(実績報告の添付書類)

第3条 交付要綱第11条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、購入機械の車検証の写し・レンタル契約書の写しとする。

(補助金返還の算式)

第4条 交付要綱第16条に規定する補助金の返還金の算式は、次のとおりとする。

返還金 = 補助額 × 除排雪未執行年数 / 6年

(除排雪開始時期)

第5条 当該(越前市道路除排雪機械整備費)補助金により整備した交付要綱の補助要件

(除排雪協力誓約書・市税の完納証明書)に規定する補助対象道路除排雪機械により、市道の除排雪を開始する時期は、機械を購入した当該年度の12月1日とする。

(購入費の基準)

第6条 交付要綱別表の対象経費の購入については、以下の内容を基準とする。

(1) 購入費は機械本体価格、付加仕様とそれに係る消費税とし、登録料・保険料などの費用は含まない。

(2) 前号の付加仕様は、国庫補助事業(雪寒地域道路事業)の建設機械整備費補助の基準に準ずる。

(補助対象機械の管理)

第7条 補助対象機械を管理するため、車体の左側面に管理番号を表示する。

(例 令和(R)2年の1台目の場合:越前市補助除雪機械R2-001)

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

L1に係る係数	200
Lに係る係数	200
使用年数に係る係数	200
契約期間に係る係数	200